

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の施行日の取扱いについて

平成 24 年 9 月 18 日
日本証券業協会

本協会では、去る、平成 24 年 7 月 10 日開催のエクイティ分科会における承認、同月 12 日付開催の持回り自主規制企画分科会における承認、同月 17 日開催の自主規制会議における承認を経て、募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正を行ったところである（改正の対象となった規則は下記の規則である。）。

当該改正において、「本協会が別に定める日」としていた施行日について、平成 24 年 10 月 1 日と定めることとする。

記

- ・株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則
- ・有価証券の引受け等に関する規則
- ・「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則
- ・協会員の従業員に関する規則
- ・第三者割当増資等の取扱いに関する規則

以 上

募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、いわゆる親引けをはじめとする、有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について検討するため、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて 7 回にわたる議論の結果、平成 24 年 1 月 12 日に報告書「配分ルールのある方について」を取りまとめた¹。

今般、この報告書で議論の結果として導き出された方向性を自主規制規則において具体化するため、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部について改正することとする。

【以下における凡例】

「配分規則」：株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則

「引受規則」：有価証券の引受け等に関する規則

「引受細則」：「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

II. 改正の骨子

1. 配分規則

- (1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならないこととする。

(第 2 条第 1 項)

- (2) 原則禁止とされている親引け²が例外的に許容される要件として、①当該親引けを行ったとしても前述(1)に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと、②当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先の状況、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること、並びに、③当該募集に係る払込期日等から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること、を掲げることとする。

(第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで)

¹ 報告書は、次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/haibun_houkokusyo-1.pdf

なお、平成 24 年 1 月 17 日から同年 2 月 7 日まで、報告書についてパブリック・コメントを募集し、その結果は同年 3 月 1 日に次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/houkokusho_kaitou.pdf

² 発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。

- (3) 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当をいう。以下同じ。）が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前述(2)①及び③の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならないこととする。 (第2条第3項)
- (4) 後述(6)及び(7)により提供することとする配分先情報（後述(6)の配分先情報をいう。(5)において同じ。）に係る顧客（個人を除く。以下この(4)から(7)までにおいて同じ。）は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者（個人を除く。）及び投資法人の一部、保険会社並びに外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者（個人を除く。）等とする。 ([改正後]第5条第1項)
- (5) 主幹事会員（主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社（以下この(5)において「代表主幹事会員」という。）。以下この(5)から(8)までにおいて同じ。）は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員（引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。）に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならないこととする。 ([改正後]第5条第2項)
- (6) 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分（親引けによるものを除く。以下この(6)及び(7)において同じ。）を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報（(7)及び(8)において「配分先情報」という。）を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第6条)
- (7) 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前述(6)による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券である場合にあつては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社を含む。(8)において同じ。）に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第7条)
- (8) 主幹事会員は、前述(7)により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。 ([改正後]第8条)
- (9) 募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則に、配分先情報の提供の方法について規定するものとする。 ([改正後]第10条第2項第12号)
- (10) 株券等の配分に関する基本方針及び社内規則の本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 ([改正後]第9条第3項及び第4項、[改正後]第10条第3項)
- (11) 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては前述(2)に定めるところに、並行第三者割当に関しては前述(3)に定

めるところに、それぞれ準じるとともに、前述(4)から(8)までに定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

(〔改正後〕第14条)

- (12) 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、配分規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとするとともに、会員は、この報告又は資料の提出の求めに応じなければならないこととする。

(〔改正後〕第15条)

- (13) 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。

(〔改正後〕第16条)

- (14) その他所要の規定の整備を図ることとする。

2. 引受規則、引受細則

- (1) 配分規則における前述1. の規定の整備に伴い、引受規則及び引受細則において公正な配分に関して定めている規定を削る。

(引受規則〔現行〕第5章、引受細則〔現行〕第15条)

- (2) 前述(1)に伴い、関係する規定につき、所要の整備を行うこととする。

(引受規則〔現行〕第2条第23号、〔改正後〕第36条第2項、〔改正後〕第39条第1号、第3号及び第8号、〔現行〕第39条第8号)

- (3) 引受審査に関する社内規則及び社内マニュアルの本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。

(引受規則第6条第4項)

- (4) 引受会員又は代表引受会員が株券等の募集の引受けを行う場合における当該株券等の募集に関する記者発表資料の提出を、新規公開において行うものに限ることとする。

(引受細則〔改正後〕第16条第1項第1号)

- (5) その他所要の規定の整備を図ることとする。

3. 「協会の従業員に関する規則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」

前述1. 及び2. に伴い、所要の規定の整備を図る。

(「協会の従業員に関する規則」第7条第3項第18号、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第19条第2項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 TEL 03-3667-8647

自主規制企画部 TEL 03-3667-8470（「協会の従業員に関する規則」のみ）

以 上

インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた検討状況について

平成 24 年 9 月 19 日
日本証券業協会
自主規制会議

- ・ 去る 7 月 17 日開催の自主規制会議において決議した「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」を受け、昨日(9 月 18 日)の自主規制会議において、引き続き、諸課題の一つであるインサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた検討を行った。
- ・ 昨日の会議においては、今般発生したインサイダー取引と証券会社の法人関係情報管理に係る個別事案、証券会社 12 社が公表した法人関係情報管理に関する自主点検での課題と取組みなどを確認するとともに、証券会社関係者からのヒアリングを行い、これらを受けて、次の事項を中心に本協会としての対応について議論したところである。
 - ① 法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等の見直し
 - ② 自主制裁の見直し
 - ③ 監査及び売買管理に関する協力体制の強化
 - ④ 研修及び資格試験制度の見直し
- ・ 自主規制会議では、昨日のほか、次回 10 月 2 日にも証券会社関係者や外部の有識者の方々からの御意見をヒアリングしたうえで、さらに問題点等の論点整理を行い、再発防止策及び信頼性向上に向けた方策について引き続き検討していく予定である。
- ・ 本年 10 月、東京及び大阪において、「インサイダー取引防止及び法人関係上管理の徹底」に関する特別研修（別紙参照）を実施する。

以 上

平成 24 年 特別研修「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理について」
(東京・大阪会場) について

1. 研修目的

会員の売買管理部門等のコンプライアンス部門の役職員を対象に、インサイダー取引に関する法令・諸規則等への理解をより深めることにより、会員のインサイダー取引防止の徹底に向けて、適切な受託執行及び法人関係情報管理に係る内部管理態勢の整備に資することを目的とします。

2. 研修対象者

主に売買管理部門等のコンプライアンス部門、監査・検査部門、売買審査部門の役職員等

3. 研修日程及び会場

- (1) 東京会場平成 24 年 10 月 3 日 (水) 日経茅場町カンファレンスルーム
 (2) 大阪会場平成 24 年 10 月 18 日 (木) 日本証券業協会 大阪地区協会 会議室

4. 講義テーマ及び講師

テ ー マ	講 師	講義時間
「最近の事例を踏まえたインサイダー取引防止及び法人関係情報管理態勢の構築について」 1. 規制の概要と最近の動き ・インサイダー取引規制の構造と運用 ・法人関係情報の利用規制と体制整備 ・法改正の動き 2. 問題事例 (いわゆる増資インサイダー) ・国際石油開発帝石事件 ・日本板硝子事件 (2 件) ・みずほフィナンシャルグループ事件 ・東京電力事件 3. 体制整備のための視点 ・コンプライアンス意識向上のために ・Chinese Wall の機能向上のために 4. 最後に ―市場仲介者として求められる職業倫理とプロフェッショナル意識― (講義・質疑応答)	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井 上 聡 氏	90 分
「インサイダー取引防止の徹底に向けた本協会の取り組み」 (講義)	日本証券業協会 常務執行役 平田 公一	30 分

資料 6-2

顧客資産の保全の観点をはじめ幅広く証券界の信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際しての会員向けアンケートの実施について

平成 24 年 9 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会
自 主 規 制 会 議

- ・ 本協会では、本年 7 月 17 日付で、「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」を決議し、顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破たんなど重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討に着手したところである。
- ・ 昨日（9 月 18 日）開催の自主規制会議では、顧客資産の保全の観点をはじめ幅広く証券界の信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際して、以下の項目について会員向けアンケート調査を実施することとした（期限は今月末まで）。
 - I. 自主規制としての取組みが期待されている事項
 - 1. 倫理観・責任感を向上させるための取組み
 - 2. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進
 - 3. 不法行為や不芳情報などの通報制度
 - 4. 自主制裁の強化
 - II. 最近の発生事案の問題点を踏まえた対応
 - 1. 顧客分別金信託の不正流用
 - 2. 自社役員及び親会社役員等に対する会社からの多額の貸付け
 - 3. 破たん後における顧客資産の返還等の不円滑な状況
- ・ 本アンケートで寄せられた会員証券会社の意見を検証したうえで、具体的な方策についてさらに検討することとしている。

以 上

IMF「金融セクター評価プログラム」対日審査における IOSCO 証券規制原則の実施状況の評価について

平成 24 年 9 月 18 日

日本証券業協会

国際通貨基金（IMF）が「金融セクター評価プログラム」の対日審査として実施した、金融安定性評価、IOSCO（証券）、バーゼル委（銀行）、IAIS（保険）の各国際機関が定める国際基準の実施状況等に係る評価がそれぞれ公表された¹。

このうち、本協会に対するヒアリングも行われた IOSCO の証券規制原則の実施状況に関する評価の概要は以下のとおりであった。

1. 報告書のポイント

- 1) 日本の証券市場の法規制の枠組みは、IOSCO の証券規制原則を高いレベルで遵守している。強固な法的枠組みの下、金融庁に十分な監督権限が与えられおり、業者の監督、違反行為の調査、また、国内外で関係各機関との協力が行われている。
- 2) 一方、証券会社に対する継続的な監督については更に強化されるべきである。どの程度の規制措置が必要かを決定する指針として、個々の業者の保有するリスクの捕捉及び計測のための枠組みを強化していくべきである。問題となる行為はオフサイトで捕捉することが難しいため、監視委員会は、投資家保護の観点から、検査プログラムの対象範囲をより小規模な業者にまで拡大すべきである。その方法として、各業者の特性を踏まえた検査、テーマ別の点検、無作為抽出による検査を組み合わせることが考えられる。
- 3) 加えて、規制の執行（enforcement）について見直しを行い、業務改善命令から業務停止命令、業登録の取消まで、金融庁が行うことができる異なる規制措置の間で適切なバランスを図るべきである。また、課徴金については、違反行為の抑止効果を確保できる金額とし、課徴金の対象となる違反行為も拡大すべきである。
- 4) 金融庁の組織については、ガバナンスの方策、人的資源について引続き強化を図るべきである。給与規模の見直しも含めて、各部門で専門知識を有するスタッフを雇用・

¹ 金融安定性評価に関する報告書は 8 月 1 日付け、IOSCO（証券）、バーゼル委（銀行）、IAIS（保険）の各国際規制機関が定める国際基準の実施状況評価に関する報告書及び金融市場インフラの監督等に関する報告書はいずれも 8 月 10 日付けで公表され、IMF のウェブサイトで閲覧・ダウンロード可能。

<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=26162.0>

維持していく方策を検討すべきである。これにあたり、現在の予算・人材が、監督プログラムをより強固なものとするために十分であるかを精査すべきである。また、金融庁の法的な独立性を高める方策も検討すべきである。

- 5) 新たに生じるリスクやシステミックリスクの把握等、IOSCO の証券規制新原則の実施のための努力を継続すべきである。証券モニタリング室（Office of Securities Business Monitoring OSBM）の設置は正しい判断である。一方、より包括的・組織的にリスクの把握・評価を行い、規制措置の必要性を判断する何らかの枠組みを設けることが重要である。

（参考）

「金融セクター評価プログラム」の対日審査において実施された「金融安定性評価」では、前回の審査（2002 年）以降に、金融機関におけるリストラ、当局の効果的な施策が功を奏し、日本の金融システムは、世界金融危機、先般の東日本大震災時においても安定性・健全性を維持したと評価されている。

他方、以下の点については監視の強化と対応策の準備が必要であるとの指摘があった。

- ・金融システムが巨額の国債を抱えていることに伴う金利上昇に伴うリスク
- ・エクスポージャーが地場企業と長期国債に集中している地方金融機関の脆弱性
- ・経済回復の遅れに伴い銀行の収益性が低迷し、信用リスクが上昇する懸念

また、報告書の中では、銀行以外の金融機関の実効的な破たん処理の枠組み構築の必要性について言及があり、証券会社の破たん処理の枠組みについては、これまで顧客資産の分別管理と投資者保護基金を通じた補償が基本となっているが、近年、大規模な証券会社では投資銀行業務を拡大しており、金融システム上の重要性を高めていることから、破たん処理メカニズムを強化すべきとの指摘があった。

2. 自主規制機関に係る原則の実施状況

IOSCO の証券規制原則 9 では、自主規制機関の監督に係る原則として、以下のとおり定めている。

原則 9

規制において、その専門分野について直接の監督責任を負う自主規制機関（SRO）を活用する場合、SRO は規制当局の監督下に置かれ、また、その権限や委任された義務を行使する場合、公正性と守秘義務の基準を遵守すべきである。

この原則の実施状況については、前回に引き続き、Fully Implemented（完全に実施されている）と評価された。本原則の実施状況の調査結果として以下の内容が記載されている。

日本では、本協会、投信協会、東証自主規制法人、その他の取引所を含めていくつかの機関が自主規制機関として役割を担っている。これら全ての機関に対して、自主規制機関の運営能力、自主規制規則、利益相反及び機密情報の管理に関する要件が設けられており、これに基づく承認を必要としている。金融庁は自主規制機関を監督するための適切な権限を有し、全ての自主規制機関にそれぞれの機関に適合した報告義務を課している。東証及び大証には実地検査が頻繁に入っている一方、本協会及び投信協会への実地検査はこれに比較して少ないが、様々なレベルでの定期的な会合の実施等を含め、定期的に情報交換が行われており、実地検査を補完している。

一方、上記の調査結果及び評価に加えて、コメントとして以下の内容が付されている。

当局及び市場参加者とのヒアリングの結果、各自主規制機関は、異なる仕組みを通じて、効果的な監督を受けていると判断され、IOSCO 原則との関係ではこの仕組みは十分なものと考えられる。しかしながら、原則評価者は、当局に対して、自主規制機関に対する検査サイクルの検討、併せて、自主規制機関、特に本協会及び投信協会における自主規制機能の行使（特に規制のエンフォースメントに係る部分）にあたっての利益相反の管理方法を継続的に監視することを促す旨のコメントが付されている。

3. その他の原則の実施状況

今回の調査では、他の原則についても、概ね Fully Implemented 若しくは Broadly Implemented（概ね実施されている）との評価を受けており、現行の日本の証券規制が概ね IOSCO の証券規制原則で求めている内容を充足していると評価された²。一方、以下の原則については、Partially Implemented（部分的に実施されている）と評価された。

原則 3

規制当局は適切な権限を持ち、その権限と機能を行使する適切な資源と能力を持つべきである。

本原則の実施状況の調査結果として以下の内容が記載されている。

- ・行政システムはより多くの専門家を保持すべきである。

² IOSCO の計 38 の証券規制原則について、日本における実施状況は、Fully Implemented 22、Broadly Implemented 11、Partially Implemented 4、Not Implemented 0、Not Applicable 1 と評価された。

- ・証券市場の監督に割り当てる予算・人材が、検査プログラムの対象範囲、規制執行の効果全体に影響を及ぼす。金融庁は、その機能を適切に発揮しうる基本的な組織・人員構成を構築し、長期計画を実施していくべきある。

この調査・評価結果に対して、以下の勧告があった。

- ・監督当局は、給与条件の見直しを含め組織全般での十分な専門家の保持を確保するための仕組みを検討すべきである。
- ・金融庁は、証券市場の監督に充てる予算・人材について、特に実地検査に関して見直しを行うべきである。
- ・金融庁は、その機能を確実かつ適切に発揮するため、内部統制の仕組みを強化すべきである。

原則 1 2

規制システムは、検査、調査、監督、執行の権限を効果的かつ確実に活用し、効果的なコンプライアンス・プログラムの実施を確保すべきである。

本原則の実施状況の調査結果として以下の内容が記載されている。

- ・監視委員会の検査プログラムは、大規模な第一種金融商品取引業者及び投資運用業者は広くカバーしている一方、小規模業者に対しては限定的となっている。第二種業者及び投資助言業者については、検査すべき事象が発生した場合に検査を実施している。
- ・監視委員会では、横断的な調査、無作為抽出による検査が事実上行われていない、また、業登録プロセスの中に検査がないことから、小規模業者は、登録後、長期間にわたり検査を受けない場合があり、投資家保護上のリスクとなり得る。
- ・金融庁は、年次報告及び臨時報告等を通じたオフサイト・モニタリングを通じて、このリスクに対応しようとしているが、監視委員会の検査では、このような小規模業者において投資家に重大な損害を及ぼすリスクが高まっていることが指摘されている。
- ・金融庁は、従来の業務改善命令に加えて、業務停止処分等のより強力な措置を多く講じるようになっている。課徴金を課す等、不公正取引に対する規制の執行は積極的である。一方、多くの場合禁固刑は執行猶予とされるため、刑事罰の抑止効果については疑問がある。

この調査・評価結果に対して、以下の勧告があった。

- ・金融庁と監視委員会は、専門家の判断を生かしたシステムを補完的に導入し、個々の業者のリスクをより適切に判定できる枠組みを検討すべきである。

- ・ 監視委員会は、検査プログラムの見直しを行い、小規模業者、第二種業者及び投資助言業者への検査対象範囲を拡大すべきである。
- ・ 金融庁は、規制執行の戦略を定期的に見直すべきである。異なる規制措置の間で適切なバランスを確保する必要がある。

原則 3 0

市場仲介者には、そのリスクに見合った、参入時及び事業継続中の資本並びにその他の健全性要件の遵守を義務付けるべきである。

本原則の実施状況の調査結果として以下の内容が記載されている。

参入時の最低純財産額又は営業保証金規制が、金融商品取引業者に対して適用される。

第 1 種金融商品取引業者は、継続的に自己資本比率（バーゼルⅡと類似）を維持し、金融庁に対して、月次、四半期及び年次ベースで報告することとなっている。他の金融商品取引業者は、登録時に最低資本を維持していることが求められているのみで、その後は、毎年度、財務諸表を含んだ業務報告書を提出することが求められている。

財務諸表の外部監査は、大規模業者にのみ求められている。第 1 種金融商品取引業者は、顧客資産の外部監査報告書を本協会に対して提出することが求められている。

この調査・評価結果に対して、以下の勧告があった。

- ・ 金融庁は、第 1 種金融商品取引業者以外の業者に、自己資本及び業務に関して、より頻繁な報告義務を課すことを検討すべきである。
- ・ 金融庁は、顧客資産を保有するすべての業者に外部監査を義務付けるべきである。
(これに対して、金融庁は、外部監査の重要性について認識しつつも、各社が有するリスクの大きさ等を勘案し、その他の方策でも同様の規制効果を得ることができると反論している。)

原則 3 1

市場仲介者には、顧客の利益と資産を保護し、適切なリスク管理を確保する内部組織と業務行為規範の基準を遵守する内部機能の確立を義務付けるべきであり、これを通じて仲介業者の経営陣はこうした事項に関する主たる責任を負うべきである。

本原則の実施状況の調査結果として以下の内容が記載されている。

法律によって、金融商品取引業者は、営業・資産運用部門から独立した形で内部統制、規制コンプライアンス機能及びリスク管理手段を持つことが求められている。

しかしながら、実際には、これら機能の独立性は、特に小規模業者において不十分であり、強化することが求められる（これに加えて、原則12と同様、監視委員会の小規模業者への実地検査が不十分であることについての懸念が記載されている。）。

この調査・評価結果に対して、以下の勧告があった。

- ・ 監督当局は、証券仲介業者の内部統制・自主チェック機能の強化を、特に小規模業者に対し求めるべきである。

（これに加えて、検査プログラムの見直し（小規模業者への検査の拡充）について、原則12と同様の勧告あり）

以 上